

総務常任委員会日程表

令和6年9月19日

1 付託案件審査

決 算

【関係部：総務部】

・認定第10号 令和5年度加古川市財産区特別会計歳入歳出決算

冊子番号 1 P. 65～77

冊子番号 3 P. 290～323

冊子番号 4 P. 296～318

・認定第1号 令和5年度加古川市一般会計歳入歳出決算のことのうち

本委員会付託部分

冊子番号 1 P. 5～15

【消防本部関係】

歳 出

9 款 消防費

冊子番号

3 P. 168～175

4 P. 213～217

歳 入

- 1 5 款 使用料及び手数料のうち所管部分
- 1 6 款 国庫支出金のうち所管部分
- 1 7 款 県支出金のうち所管部分
- 1 8 款 財産収入のうち所管部分
- 2 2 款 諸収入のうち所管部分
- 2 3 款 市債のうち所管部分

冊子番号

3 P. 20～23, 26, 27, 38, 39, 42, 43, 46～61

4 P. 22, 25, 36～39, 42, 45, 46, 48, 51, 52, 54, 57～60

【秘書室・税務部・会計室・議会事務局・選挙管理委員会事務局・公平委員会事務局・監査事務局関係】

歳 出

1 款 議会費

冊子番号

3 P. 62, 63

4 P. 62, 63

2 款 総務費

1 項 総務管理費

- 目 1 一般管理費のうち関係部分
- 目 5 会計管理費
- 目 1 1 公平委員会費

3 P. 62, 63, 66, 67, 70, 71, 74, 75

4 P. 65, 66, 72, 78

2 項 徴税費

3 P. 86～89

4 P. 96～98

4 項 選挙費

6 項 監査委員費

3 P. 90～95

4 P. 101～103, 105

歳入

- 1 款 市税
- 2 款 地方譲与税
- 3 款 利子割交付金
- 4 款 配当割交付金
- 5 款 株式等譲渡所得割交付金
- 6 款 法人事業税交付金
- 7 款 地方消費税交付金
- 8 款 ゴルフ場利用税交付金
- 9 款 自動車取得税交付金
- 1 0 款 環境性能割交付金
- 1 1 款 地方特例交付金
- 1 4 款 分担金及び負担金のうち所管部分
- 1 5 款 使用料及び手数料のうち所管部分
- 1 7 款 県支出金のうち所管部分
- 1 8 款 財産収入のうち所管部分
- 2 2 款 諸収入のうち所管部分

冊子番号

- 3** P. 6～19, 38, 39, 42～45, 48, 49, 52, 53, 58, 59
- 4** P. 4～10, 15, 20, 21, 40, 42, 44, 46, 54, 59

【防災部・企画部・総務部関係】**歳出**

- 2 款 総務費のうち所管部分
 - 1 項 総務管理費
 - 目 1 一般管理費のうち関係部分

冊子番号

- 3** P. 62～67
- 4** P. 64～67

- 目 2 人事管理費
- 目 3 文書管理費
- 目 4 広報広聴費
- 目 6 財産管理費のうち所管部分
※公共施設維持補修事業を除く

- 3** P. 66～71
- 4** P. 68～71, 73～75

- 目 7 企画費のうち所管部分
※加古川駅周辺地区まちづくり推進事業、かわまちづくり推進事業を除く

- 3** P. 72～75
- 4** P. 76, 77

- 目 1 4 電子計算費
- 目 2 9 防災対策費
- 目 9 0 諸費
- 5 項 統計調査費

- 3** P. 74～77, 84～87, 92～95
- 4** P. 79, 80, 93～95, 104

- 1 2 款 公債費
- 1 4 款 予備費

- 3** P. 200～203
- 4** P. 254

歳入

- 1 2 款 地方交付税
- 1 5 款 使用料及び手数料のうち所管部分
- 1 6 款 国庫支出金のうち所管部分
- 1 7 款 県支出金のうち所管部分
- 1 8 款 財産収入のうち所管部分
- 1 9 款 寄附金のうち所管部分
- 2 0 款 繰入金
- 2 1 款 繰越金
- 2 2 款 諸収入のうち所管部分
- 2 3 款 市債のうち所管部分

冊子番号

- 3 P. 12～15, 22, 23, 30, 31,
38～45, 48～61
- 4 P. 9, 11, 26, 33, 34, 40～44,
46, 47, 49～58, 60, 61

【関係する部：市民協働部】

歳出

2 款 総務費のうち所管部分

1 項 総務管理費

- 目 7 企画費のうち所管部分
※かわまちづくり推進事業
- 目 9 交通安全対策費
- 目 1 6 福祉コミュニティ費
- 目 1 7 市民センター費

冊子番号

- 3 P. 72～79
- 4 P. 76～78, 81～84

- 目 2 2 生活対策費
- 目 2 3 自治振興費
- 目 2 5 文化振興費

- 3 P. 78～81
- 4 P. 85～88

- 目 2 6 国際交流費
- 目 2 7 ウェルネス費
- 目 2 8 男女共同参画推進費

- 3 P. 80～85
- 4 P. 88～92

3 項 戸籍住民基本台帳費

- 3 P. 88～91 4 P. 99, 100

3 款 民生費のうち所管部分

1 項 社会福祉費

- 目 8 人権施策推進費

- 3 P. 100～103
- 4 P. 109～111

4 款 衛生費のうち所管部分

1 項 保健衛生費

- 目 5 斎場管理費

- 3 P. 128, 129
- 4 P. 148

歳入

- 15 款 使用料及び手数料のうち関係部分
- 16 款 国庫支出金のうち所管部分
- 17 款 県支出金のうち所管部分
- 18 款 財産収入のうち所管部分
- 19 款 寄附金のうち所管部分
- 22 款 諸収入のうち所管部分

冊子番号

- 3 P. 14～19, 22, 23, 28～31, 38～59
- 4 P. 11, 12, 15～21, 26, 31, 34,
40～43, 45～47, 49, 51, 52,
54～59

- ・認定第1号のうち、本委員会付託部分のまとめ（討論及び採決）